

こどもの権利保障・促進事業支援等業務委託 仕様書

1 業務委託名

こどもの権利保障・促進事業支援等業務委託

2 契約期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

盛岡市内全域

4 事業目的

いじめやいじめ以外の学校に関係するこどもの多様な悩みや課題に対応するため、いじめや、いじめを予防する観点を中心に、こどもの意見表明の機会確保や、こどもの参画を得ながら関係機関とのネットワーク形成を図るなど、「こどもをまんなか」にした相談支援の体制強化を図るとともに、こどもの権利侵害の予防や、権利侵害からの救済するための仕組みの構築を目的とする。

5 業務内容

受注者は、4の目的のため市が実施する、次の(1)から(5)までの取組に係る業務の支援を行うこと。なお、(1)から(4)に係る市の事業目的等の詳細は別紙を参照すること。

業務内容の詳細については、仕様書6から9までに記載するものを基本とし、発注者と受注者が協議の上決定する。なお、必要に応じて外部専門家等の知見を活用することも想定されるが、その場合は発注者と協議し、承諾を得た上で実施すること。

- (1) こどもが参画する分野横断的なネットワークの形成
- (2) こどもの意見表明の機会を確保するための仕組みづくり
- (3) いじめや不登校などを未然に防止するための取組
- (4) こどもを権利侵害から救済するための仕組みに関する調査研究
- (5) その他本業務の遂行に必要な業務（受託者が公募型プロポーザルで提案した自由提案に関する取組を含む。）

6 業務の詳細

- (1) こどもが参画する分野横断的なネットワークの形成について

いじめやいじめ以外の学校関係におけるこどもの多様な悩みや課題の解決に向けて、こどもを含め、こども施策に携わる関係機関の支援者と日常的な関係性を構築できる支援者交流型プラットフォームを構築するにあたり、次のとおり業務を遂行すること。

ア プラットフォーム構築に向けた意見交換会、勉強会等（以下「交流会等」とい

う。)の企画立案の支援に関すること。(開催頻度：毎月1回程度で10回開催を想定)

- イ 交流会等の開催日時等を発注者と調整した上、参加者に開催案内を通知すること。
- ウ 交流会等の参加者との連絡調整を行うこと。
- エ 会議の開催場所を確保、設営に関すること。
なお、市の施設を使用する場合は、受託者からの要請に応じて、担当課において使用許可等に関する手続きを行うものであること。
- オ 交流会等に係る資料の作成支援及び印刷を行うこと。
- カ 交流会等当日の進行を行うこと。
- キ 交流会等の開催及び運営に要する、専門家、助言者への謝金の支払い、物品等の購入及び支払いをすること。
- ク 交流会の実施結果に関する報告書を作成し、当該交流会等の開催から概ね2週間以内に発注者に納品すること。

(2) こどもの意見表明の機会を確保するための仕組みづくり

市内の小・中学生、高校生等のこどものみで構成されるこども会議(以下「会議」という。)を定期的で開催するにあたり、次のとおり業務を遂行すること。

- ア 会議の企画立案の支援に関すること。
 - (ア) 開催時期：令和8年6月(1回)、7月(2回)、8月(2回)、9月(1回)、10月(1回)、11月(1回)、令和9年1月(1回)、2月(1回)を想定
 - (イ) 参加形態：通年を通して参加するこども(こども委員10名程度を想定)のほか、希望する回のみ参加するこども(一般参加10名程度を想定)
- イ 会議に一般参加するこどもの募集に関すること。
- ウ 会議の開催日時を調整した上で、参加者に開催案内を通知すること。
- エ 会議の参加者との連絡調整を行うこと。
- オ 会議の開催場所を確保、設営に関すること。
なお、市の施設を使用する場合は、受託者からの要請に応じて、担当課において使用許可等に関する手続きを行うものであること。
- カ 会議資料の作成支援及び印刷を行うこと。
- キ 会議当日の進行を行うこと。
- ク 会議の開催及び運営に要する、専門家、助言者への謝金の支払い、物品等の購入及び支払いをすること。
- ケ 会議の参加者に対して謝礼品を支給すること。
- コ いじめやいじめ以外の学校関係の悩み・課題の解決に関することや、こどもの権利や意見表明に関するアンケート調査の項目を調整すること。
- サ いじめを含むこどもの多様な悩みや課題の解決に向けた、こどもがこどもの権利を理解することや大人がこどもの権利について理解を深める周知啓発ツールを作成すること。なお、当該ツールの作成にあたっては、発注者との協議の上で最も効果的と考えられる媒体を選考し、発注者に納品すること。

シ 会議で出された考えや意見について、別紙記載の議題ごとに分類した報告書を作成の上、当該会議開催日から概ね2週間以内に発注者に納品すること。なお、報告書には、会議において出された主な意見について、その概要が分かるよう整理した内容を併せて記載すること。

ス 会議で出された考えや意見がどのように扱われ、どのような結果になったのかについて、こどもにフィードバックする機会を会議の都度設けること。

(3) いじめや不登校などを未然に防止するための取組

いじめを含むこどもの多様な悩みや課題の解決に向けた、こどもの権利に関する普及・啓発活動を実施するにあたり、次のとおり出前講座及び講演会等を実施すること。

ア 出前講座の企画立案の支援に関すること。(開催回数は10回程度を想定。開催場所は、市内の各学校、児童館・児童センター、放課後児童クラブ等で、開催時期は実施を希望する団体と調整して決定することを想定)

イ 出前講座の受講に関する募集を行うこと。

ウ 開催日時等の詳細は、受講者と連絡調整を行った上で決定すること。

エ 上記(2)サによる周知啓発ツールを作成した後は、当該ツールを活用の上出前講座を実施すること。

オ 当該ツールを活用した後は内容の検証を行い、必要に応じて更新すること。

カ 当該ツールを用いて、市内において広報活動を行うこと。

キ こどもの権利など本事業目的に沿ったテーマとして、広く市民に周知するための講演会等の企画立案の支援に関すること。(1回開催を想定)

ク 会議の開催及び運営に要する、助言者、出前講座講師、講演会講師への謝金の支払い、物品等の購入及び支払いすること。

(4) こどもの権利侵害から救済するための仕組みに関する調査研究

いじめや自殺企図など心身・生命に関わる重大事態など、こどもの権利侵害から救済するための仕組みに関する調査研究を行うにあたり、次のとおり業務を遂行すること。

ア 地方公共団体における権利救済機関の設置背景、効果、課題などを調査するとともに、弁護士等の専門家の活用等により、本市におけるこどもの権利侵害を救済するための機関の設置に向けた新たな組織体制の検討に必要な基礎資料を作成すること。

イ 調査研究に要する、助言者への謝金の支払い、物品等の購入及び支払いすること。

ウ 調査研究の中間報告を令和8年8月及び11月までに各1回ずつ行うこと。

7 著作権等

(1) 成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)及び知的財産権は、使用分、未使用分に関わらず、全て発注者に帰属するものとする。

(2) 受注者は、発注者の承諾なしに、他のいかなる者に対しても成果物を閲覧に供し、

複写させ、譲渡し又は提供してはならない。

8 営業行為の禁止

受注者は、本業務を実施するときは、発注者が認めた場合を除いては、受注者の営利になる行為をしてはならない。

9 委託料等

(1) 委託料の請求及び支払い

委託料は、原則として、受注者が本業務を完了したのち、請求を行うものとし、発注者は、業務完了の確認及び成果品の検査を行った後、受注者に対して委託料を支払うこととする。ただし、業務の円滑な執行のために発注者が必要と認める場合は、前金払いを行うものとする。

(2) 資金管理

資金管理にあたっては、他の会計と明確に区別し、適正に管理すること。

10 委託条件

本業務の遂行に当たっては、発注者と緊密な連絡調整を図るとともに、疑義が生じた場合は、発注者と十分協議の上、問題解決にあたること。

11 機密保持及び個人情報保護

別紙、個人情報取扱事務に係る特記仕様書のほか、関係法令及び契約において定める事項を遵守すること。

12 その他

本仕様書に記載のない事項その他業務の履行上必要な事項については、発注者と受注者で協議の上決定する。